

## ～ 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方に～ 人間ドック費用の助成をします

町では、町内に住所を有する国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象に、人間ドックを受診する方を募集します。詳しい内容は以下のとおりです。

事業名	国民健康保険 人間ドック	後期高齢者医療 人間ドック
対象者	30歳以上75歳未満の国民健康保険加入者 ※国民健康保険税を完納している世帯のみ	後期高齢者医療制度加入者 ※保険料を完納している方のみ
ドックの種類	①1日ドック    ②2日ドック	
助成金額	一律 25,000円 ※受診日の当日は、料金から助成金(25,000円)を差し引いた額を、医療機関に支払ってください。	
助成定員	70人	10人
受付期間	平成27年4月2日(木)～平成28年1月29日(金)    ※定員になり次第締め切ります。	
受診できる医療機関	今庄診療所、済生会病院、中村病院、笠原病院、林病院 (医療機関によって受診できないドックもあります。詳しくは医療機関に直接問合せください。)	
申込方法	役場窓口で定員残数を確認後、医療機関で受診希望日を予約し、次のものを持って役場窓口へ申し込んでください。 ・印鑑    ・国民健康保険被保険者証    ・印鑑    ・後期高齢者医療被保険者証	
注意事項	・特定健診との併用(二重受診)はできません。 ・検査項目すべてを受診してください。	・健康診査との併用(二重受診)はできません。 ・検査項目すべてを受診してください。

### ■ 申込み・問合せ

町民税務課 ☎ 47-8015    今庄総合事務所 ☎ 45-1111    河野総合事務所 ☎ 48-2111

65歳以上の方へ

## 介護保険料のお知らせ

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8009

平成27年4月から65歳以上の方の介護保険料が変わります。

介護保険制度では、地域の実情などに応じた介護サービスが提供されるよう、3年ごとに市区町村が「介護保険事業計画」を策定し、その計画に基づき介護保険料を見直すことになっていきます。3年間に提供される介護サービスの見込み量などに基づいて介護保険料が決まります。

平成27年度から平成29年度までの南越前町の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者</li> <li>世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下</li> </ul>	基準額×0.5	32,400
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	48,600
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.75	48,600
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯には課税者あり)	基準額×0.9	58,300
第5段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯には課税者あり)	基準額	64,800
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	77,700
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	84,200
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	97,200
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が290万円以上	基準額×1.7	110,100

\* 第1段階の方には公費を投入しての保険料率の軽減強化が図られる予定です。

保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。